

報道関係者 各位

令和6年8月30日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 金丸 浩也

室長補佐 広瀬 祐一

TEL : 025-288-3504

## 新潟県最低賃金は、10月1日から時間額985円になります。

### 現行最低賃金額から54円の引上げ

新潟労働局(局長 千葉 茂雄)は、令和6年度新潟県最低賃金(地域別最低賃金)について、下記のとおり、現行最低賃金(時間額931円)を54円(5.80%)引上げて985円とすること、本年10月1日から効力が生ずることを本日の官報に公示しました。

これにより、改正後の新潟県最低賃金(時間額985円)は、本年10月1日から適用されます。

#### 記

新潟県最低賃金の改正については、本年8月5日、新潟地方最低賃金審議会(会長 長谷川 雪子)から新潟労働局長に対し、現行の時間額を54円引上げて985円とする旨の答申が行われ、その後、新潟労働局長は、8月21日、同審議会に対し改正意見に対する異議申出があったことから諮問したところ、同審議会は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、「本年8月5日付答申どおり決定することが適当である」との答申が行われました。

これを受け、新潟労働局長は、新潟県最低賃金を現行の時間額から54円(5.80%)引上げ、時間額985円に改正することを決定し、官報公示しました。

効力発生日は本年10月1日からとなり、新潟労働局では、今後、関係機関の協力の下、市町村広報誌等への掲載やポスターの掲示等を通じて、改正された新潟県最低賃金及び中小企業・小規模事業者に対する支援事業の周知を図ってまいります。

#### 【改正額】

時間額	985円(現行931円)
引上額	54円
引上率	5.80%

#### 【参考資料】

新潟県最低賃金額の推移(平成14年~令和6年)

〔最低賃金について〕

新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも、最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

ただし、次に掲げる賃金は算入の対象になりません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）

精皆勤手当、通勤手当、家族手当

なお、時間外労働（早出・残業）、深夜労働（22～5時）、休日労働（週1日の法定休日）には、それぞれ所定の割増賃金の支払いが必要です。

月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には、『(月給額×12か月)÷年間総所定労働時間 最低賃金額』の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

派遣労働者については派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

## 新潟県最低賃金額の推移 (平成14年度～令和6年度)

種別	年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	期日	日	9月30日	9月30日	9月30日	9月30日	9月30日	10月19日	10月26日	10月26日	10月21日	10月7日	10月26日	10月26日	10月4日	10月3日	10月1日	10月1日	10月1日	10月6日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日
新潟県最低賃金額	発効日																								
	対前年度引上額(円)	±0	±0	+1	+3	+3	+9	+12	±0	+12	+2	+6	+12	+16	+14	+16	+22	+25	+25	+27	+1	+28	+31	+41	+54
	上昇率	(0.00%)	(0.00%)	(0.16%)	(0.47%)	(1.39%)	(1.85%)	(1.85%)	(0.00%)	(1.79%)	(0.29%)	(0.88%)	(1.74%)	(2.24%)	(2.00%)	(2.24%)	(3.01%)	(3.32%)	(3.21%)	(3.36%)	(0.12%)	(3.37%)	(3.61%)	(4.61%)	(6.80%)
地域別(最低賃金)平均	改定時間額(円)	641	641	642	645	648	657	669	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	960	1,004	1,055
	改定時間額(円)	663	664	665	668	673	687	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	960	1,004	1,055
	目安額(円)	-	0	-	3	3	14	14	15	15	7-9	6	7	14	16	18	24	25	26	27	-	28	30	40	50
	対前年度引上額(円)	0	1	1	3	5	14	14	16	16	10	7	12	15	16	18	24	25	26	27	1	28	30	44	51
	対前年度引上率	(0.00%)	(1.56%)	(1.52%)	(4.76%)	(7.69%)	(11.36%)	(11.36%)	(9.38%)	(9.38%)	(14.29%)	(9.52%)	(16.67%)	(16.67%)	(16.67%)	(16.67%)	(24.24%)	(24.24%)	(24.24%)	(24.24%)	(3.70%)	(4.76%)	(5.26%)	(11.11%)	(12.22%)

(注1) H14年度から時間額で目安が示されている。

(注2) は、対前年度引上率を示したものである。(小数点第三位以下四捨五入)

